



事務連絡
令和3年6月16日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課

マスクに係る日本産業規格（JIS）の制定について

平素より医療用物資の安定供給にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、下記のとおりマスクに係る日本産業規格（JIS T 9001 及び JIS T 9002）を制定しましたので、お知らせします。

この規格は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、マスクの品質に関する関心が高まっているところ、医療従事者や一般の国民の皆様等が、安心してマスクを着用するに当たって、その選択に資するよう、マスクの性能及びその試験方法についての標準化を図ることを目的として制定するものです。

今後、（一社）日本衛生材料工業連合会が関係する機関と連携し規格の適合性を審査し、適合したマスクには、同連合会が発行する認証番号等を表示することができる仕組みが運用される予定です。認証の申請受付は、今月22日からの開始を予定しています。運用の詳細については、（一社）日本衛生材料工業連合会ホームページ（<https://www.jhpia.or.jp/>）をご参照ください。

なお、「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成26年3月17日受諾）によると、地方自治法の適用を受ける全ての都道府県を含む調達機関は、調達される物品の技術仕様を定めるにあたり、適当な場合には、認められた国内の任意規格に基づいて当該技術仕様を定めることとされており、日本産業規格がこれに該当するとされています。

各都道府県におかれましては、ご承知おきいただくとともに、管内市町村や貴部局所管の関連団体等に周知いただけますよう、よろしく願いいたします。

記

【制定した日本産業規格（JIS）の概要】

番号	JIS T 9001
名称	医療用マスク及び一般用マスクの性能要件及び試験方法
概要	微小粒子や飛まつ等の体内への侵入を防御・空気中への飛散を防止することを目的とした、医療用・一般用マスクについての規格

番号	JIS T 9002
名称	感染対策医療用マスクの性能要件及び試験方法
概要	医療施設において感染症に罹患している患者等に対し、手術、治療又は接近する医療従事者などが使用するマスクについての規格

(※1) 日本産業規格（JIS：Japanese Industrial Standards）とは、我が国の産業標準化の促進を目的とする産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づき制定される任意の国家規格です。

(※2) 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧できます。また、厚生労働省医政局経済課並びに経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧できます。

【連絡先】

医政局 経済課

医療用物資等確保対策推進室

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 8463)

(直通電話) 03(3595)3434

以上